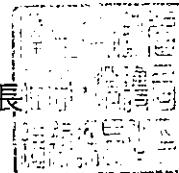


社援総発0620第1号
平成23年6月20日

各 都道府県 災害救助担当主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局総務課長



農地等を応急仮設住宅の用に供するために一時使用する場合の 相続税の納税猶予等の特例措置の適用について（通知）

「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震に係る災害救助法の弾力運用について」
(社援総発0319第1号厚生労働省社会・援護局総務課長通知)の「4 その他」において、
租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「法」という。）第70条の4第1項又は第70
条の6第1項に基づき贈与税又は相続税（以下「相続税等」という。）の納税猶予の適用
を受けている農地等を都道府県が災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく応急仮設住
宅のために一時使用する場合は、農地等に戻す見込みがある等所定の要件を満たすときは
農地等に係る相続税等の納税猶予が継続される特例（租税特別措置法第70条の4第17項又
は第70条の6第21項）がある旨、お知らせしたところである。

また、地方税法（昭和25年法律第226号）附則第12条に基づき農地等の贈与に際しての不
動産取得税の徴収猶予の適用を受けている農地等についても、都道府県が災害救助法に基
づく応急仮設住宅のために一時使用する場合は、農地等に戻す見込みがある等所定の要件
を満たすときは農地等に係る不動産取得税の徴収猶予が継続されることとなっている。

本制度の内容及び農地等を応急仮設住宅の用に供するために一時使用する場合の本制度
の適用に係る手續は下記のとおりであるので、御了知願いたい。

また、貴管内市町村等にもこの周知方よろしくお願いする。さらに、市町村等におかれ
ては、農業委員会にもこの旨周知方お願いする。

なお、本通知の内容については、国税庁、総務省、農林水産省とも協議済みであるので、
念のため申し添える。

記

1 制度の趣旨

応急仮設住宅の用に供するために相続税等の納税猶予又は不動産取得税の徴収猶予
(以下「納税猶予等」という。) の対象となっている農地等に対して地上権、賃借権又
は使用貸借による権利（以下「地上権等」という。）を一時的に設定することにより当

該農地等を一時使用せざるを得ない場合には、一時使用後に営農を継続するときに限り、納税猶予等の期限が到来しないようにする制度であり、円滑な応急仮設住宅の用地の確保及び営農の保護に資するものである。

2 制度の内容

(1) 次に掲げる条件を満たす場合には地上権等の設定がなかったものとみなされ、納税猶予等が継続される。また、一時使用期間中は営農を行わないこととなるが、当該期間中であっても営農をしているものとみなす（法第70条の4第17項、第70条の6第21項（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。以下「令」という。）第40条の7の2第12項において準用する場合を含む。）、地方税法附則第12条）。

イ 道路、河川、鉄道その他これらに準ずる事業として当該事業に係る主務大臣が認定したもののために納税猶予農地等に一時的な地上権等を設定し、かつ、その使用が代替性のないものとして主務大臣が認定したこと。

ロ 一時使用が終了した後に、納税猶予の適用を受けている者（以下単に「農地等の所有者等」という。）が営農を再開すること。

（注）一時使用に係る地上権等を設定する直前において（2）の法人化特例農地等などとして使用貸借による権利を設定していた場合には一時使用が終了した後に当該権利を有している者が営農を再開すること。

(2) なお、次に掲げる農地等（以下「法人化特例農地等」という。）について、応急仮設住宅の用に供するために使用貸借による権利等を消滅させ、地上権等を一時的に設定したときにおいても、納税猶予の期限は到来しない（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号。以下「平成七年改正法」という。）附則第36条第6項及び所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号。以下「平成十七年改正法」という。）附則第55条第10項）。

イ 平成七年改正法附則第36条第3項の規定の適用を受けて使用貸借による権利が設定されている農地等

ロ 平成十七年改正法附則第55条第3項の規定の適用を受けて使用貸借による権利が設定されている農地等

3 相続税等の納税猶予について 1の特例を受けるための手続

(1) 厚生労働大臣の認定

① 災害救助法に基づく応急仮設住宅を供与する事業（以下「応急仮設住宅事業」という。）の実施者（都道府県知事。以下同じ。）は、当該事業が、法第70条の4第17項、第70条の6第21項、平成七年改正法附則第36条第6項又は平成十七年改正法附則第55条第10項に規定する道路法による道路に関する事業等に準ずる事業である旨及び納税猶予の対象となっている農地等（以下「納税猶予農地等」という。）の使用が代替性のない旨の厚生労働大臣の認定を受けるために、以下の書類を厚生労働大臣（送付先：社会・援護局総務課災害救助・救援対策室宛）に対して提出する。

イ 認定申請書（別紙様式1）

ロ 次に掲げる書類

（a）事業計画書、納税猶予農地等の使用が代替性のないものと考える理由を記載した書面等の納税猶予農地等の使用が代替性のないことを明らかにする書類

（b）納税猶予農地等の登記簿の写し

（c）その他参考となるべき資料

② 厚生労働大臣は、申請に係る応急仮設住宅事業が法第70条の4第17項、第70条の6第21項、平成七年改正法附則第36条第6項又は平成十七年改正法附則第55条第10項に規定する道路法による道路に関する事業等に準ずる事業であり、かつ、当該事業に

係る納税猶予農地等の使用が代替性のないものであると認められる場合は、事業の実施者に対してこれらの規定に規定する認定書を発行する（別紙様式3）。

- ③ 事業の実施者は②の認定書を農地等の所有者等に送付する（別途（3）において農業委員会（農業委員会を置かない市町村にあっては市町村長。以下同じ。）に提出する当該認定書の写しを用意しておくこと。）。

（2）税務署長の承認

- ① （1）の認定を受けた後、当該納税猶予農地等の一時使用に係る地上権等を設定した場合には、農地等の所有者等は貸付けを行った日から一月以内（注）に納税地の所轄税務署長に次に掲げる書類を提出し、法第70条の4第17項、第70条の6第21項、平成七年改正法附則第36条第6項又は平成十七年改正法附則第55条第10項の承認を受けるものとする（令第40条の6第33項及び第34項、令第40条の7第36項及び第37項、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成7年政令第158号。以下「平成七年改正令」という。）附則第28条第7項及び第8項、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第103号。以下「平成十七年改正令」という。）附則第33条第20項、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成17年財務省令第37号。以下「平成十七年改正規則」という。）附則14条第22項及び第23項第1号）。

（注）上記の「書類」の納税地の所轄税務署長への提出期限（1月以内）について
は、国税通則法施行令（昭和37年政令第135号）第3条第1項（地域指定）に規定する地域（青森県・岩手県・宮城県・福島県・茨城県）に納税地を有する者は、別途国税庁告示で定めることとされている期日（未定）まで、同条第2項（個別指定）の規定により指定を受けた者については、税務署長が指定した期日まで延長される。

イ 次に掲げる事項を記載した申請書

- （a）申請者の氏名及び住所
（b）当該地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等の明細
（c）当該地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等を当該所有者等の農業の用に供する予定年月日
（d）その他参考となるべき事項

ロ 次に掲げる書類

- （a）（1）②の認定書
（b）申請者と事業の実施者との間の地上権等の設定に基づき農地等を一時的に貸し付ける旨の契約書で当該農地の貸付日及び貸付期限の記載のあるものの写し等（租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号。以下「規則」という。）第23条の7第24項、第23条の8第19項、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成7年大蔵省令第33号。以下「平成七年改正規則」という。）附則第14条第9項又は平成十七年改正規則附則第14条第23項第2号）

- ② ①の承認申請後一月以内に却下又は承認がなかった場合には、自動的に承認される（令第40条の6第35項、第40条の7第38項、平成七年改正令附則第28条第9項、平成十七年改正令附則第33条第21項）。

また、納税猶予農地等の一時使用期間中に農地等の所有者等が死亡し、相続人が引き継ぎ当該農地等について相続税の納税猶予の適用を受ける場合には、相続人がその死亡した農地等の所有者等に係る相続税の申告書を納税地の所轄税務署長に提出した日が承認の日となる。

- ③ （3）①で規定するとおり、事業の実施者は農地等の所有者等が所轄税務署長に提出した申請書の写しを農業委員会に提出する必要があるため、農地等の所有者等が所轄税務署長に必要書類を提出した場合には申請書の写しを当該農地等の所有者等

から取得すること。

(3) 農業委員会への届出

① (1) の認定を受けた後、事業の実施者は、当該農地等の一時使用に係る地上権等の設定契約を締結し、農地等の所有者等が(2)の承認の申請を行った場合には、遅滞なく次に掲げる書類を農業委員会に対して提出し、納税猶予農地等を応急仮設住宅事業のため一時使用することを届け出ること（別紙様式5）。

イ (2) ①イの申請書の写し

ロ (2) ①ロ（b）の契約書の写し等

ハ (1) ③の認定書の写し

ニ 納税猶予農地等の図面、写真等、当該農地等の貸付けの直前の利用状況を示す書類

ホ 一時使用に係る地上権等を設定する者が当該農地等の所有者でない場合においては、当該地上権等を設定することについての所有者の同意書

(4) 一時使用中の事務

① 事業の実施者は、当該農地等を引き続き借り受けている旨及び当該事業が引き続き実施されている旨を証する書面を②の届出に間に合うように農地等の所有者等に発行する（別紙様式6）。

② 農地等の所有者等は(2)の承認を受けた日の翌日から起算して毎一年を経過するごとの日までに、所轄税務署長に対して、①の書面を添付した継続貸付届出書を提出する（法第70条の4第18項、第70条の6第22項、平成七年改正法附則第36条第7項、平成十七年改正法附則第55条第11項）。

③ 事業の遅延等により貸付期限が延長されることとなった場合には、事業の実施者は令第40条の6第40項、第40条の7第45項、平成七年改正令附則第28条第14項又は平成十七年改正令附則第33条第26項に基づき貸付期限を延長する事情の詳細を記載した一時使用期間が延長されることとなった旨の証明書（別紙様式7）を農地等の所有者等に発行するとともに、農業委員会に対しても貸付期限を延長する旨を当該証明書の写しをもって知らせること。

この証明書の写しを農業委員会に提出することを怠ると、農業委員会が貸付期限の延長を把握することができず、納税の義務が生じるおそれがあるのでその点留意すること。

④ ③の場合には、農地等の所有者等は次に掲げる書類を貸付期限が到来する日から一月以内に所轄税務署長に提出するものとする。

イ 令第40条の6第40項、第40条の7第45項、平成七年改正令附則第28条第14項又は平成十七年改正令附則第33条第26項の届出書

ロ ③の事業の実施者から農地等の所有者等に対して発行された証明書

ハ (2) ①ロ（b）の契約書の写し等で貸付期限の延長が明らかとなるもの

⑤ 貸付期限の到来前に一時使用する必要がなくなったときは、事業の実施者は農地等の所有者等との調整を図り、速やかに地上権等を解約し(5)の手続に移行するよう努める。

(5) 地上権等の消滅及び農地等の返還

① 地上権等が消滅した場合は、事業の実施者は、農地等の所有者等が所轄税務署長に提出するための、従前と同様に農業の用に供されている旨の証明を農業委員会に求めるものとする（別紙様式8）。

② 農業委員会が①の依頼を受けた場合は、一時使用されていた土地等につき、規則第23条の7第27項（第23条の8第22項において準用する場合を含む。）の規定により地上権等の設定に係る土地が農地等に復したこと及び農地等の所有者等（法第70条の4第6項又は第70条の6第9項の規定の適用を受ける農地等（以下「特定処分

対象農地等」という。)について地上権等の設定をしていた場合には、令第40条の6第17項又は令第40条の7第18項第5号に規定する特定推定相続人)が当該農地等を耕作していること又は遅滞なく耕作する見込みである(当該土地が令第40条の6第60項第2号又は第3号に規定する敷地又は用地となる場合には、当該土地が法第70条の4第1項の適用を受けていたものであること(当該土地が令第40条の7第65項第2号又は第3号に規定する敷地又は用地となる場合には、当該土地が法第70条の6第1項の適用を受けていたものであること))と認められる場合には、その旨を証する書面を事業の実施者に対して発行する(別紙様式8)。

なお、一時使用されていた土地が法人化特例農地等である場合には、平成七年改正規則附則第14条第12項又は平成十七年改正規則附則第14条第27項の規定により当該土地が農地等に復したこと及び当該土地の所有者等が特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定をしていること又は遅滞なく設定をする見込みであると認められる場合とする。

- ③ 事業の実施者は②の書面を農地等の所有者等に送付する。
- ④ 農地等の所有者等は一時使用終了後二月以内に、②の書面及び次に掲げる書類を添えて令第40条の6第38項、第40条の7第43項、平成七年改正令附則第28条第12項又は平成十七年改正令附則第33条第24項に規定する届出書を所轄税務署長に提出する。
 - イ 農地等を借り受ける契約が終了した旨及び終了した日を証する事業の実施者の書類
 - ロ 地上権等が登記されていた場合には、当該農地等の登記事項証明書(当該地上権等の消滅後に取得したものに限る。)
 - ハ 一時使用されていた土地が特定処分対象農地等又は法人化特例農地等に該当していた場合にあっては、次に掲げる場合の区分に応じ次に掲げる書類
 - (a) 農地等の所有者等が、特定処分対象農地等の全部について地上権等の設定をしていた場合 規則第23条の7第9項各号に掲げる書類
 - (b) 特定処分対象農地等の一部について地上権等の設定をしていた場合 規則第23条の7第9項第2号に掲げる書類
 - (c) 法人化特例農地等の全部について地上権等の設定をしていた場合 平成七年改正規則附則第14条第4項第1号及び第2号又は平成十七年改正規則附則第14条第4項第1号から第3号までに掲げる書類
 - (d) 法人化特例農地等の一部について地上権等の設定をしていた場合 平成七年改正規則附則第14条第4項第2号又は平成十七年改正規則第14条第2号に掲げる書類

4 不動産取得税の徴収猶予の適用を受けている農地等について

地方税法附則第12条に基づき農地等の贈与に際しての不動産取得税の徴収猶予の適用を受けている農地等についても、都道府県が災害救助法に基づく応急仮設住宅のために一時使用する場合は、農地等に戻す見込みがある等所定の要件を満たすときは農地等に係る不動産取得税の徴収猶予が継続されることとなっている。

また、当該特例の適用に当たり、農地等の所有者等は、相続税等に係る納税地の所轄税務署長に提出する書類を、同様に都道府県知事にも提出しなければならないので、この点に留意すること。なお、当該特例の適用に当たっては3の手続を準用し、別紙様式1に代えて別紙様式2を、別紙様式3に代えて別紙様式4を、それ以外は別紙様式5～8によること。

6 第17項又は令第40条の7 第18項第5号に規定する特定推定相続人)が当該農地等を耕作していること又は遅滞なく耕作する見込みである(当該土地が令第40条の6 第60項第2号又は第3号に規定する敷地又は用地となる場合には、当該土地が法第70条の4第1項の適用を受けていたものであること(当該土地が令第40条の7 第65項第2号又は第3号に規定する敷地又は用地となる場合には、当該土地が法第70条の6第1項の適用を受けていたものであること))と認められる場合には、その旨を証する書面を事業の実施者に対して発行する(別紙様式8)。

なお、一時使用されていた土地が法人化特例農地等である場合には、平成七年改正規則附則第14条第12項又は平成十七年改正規則附則第14条第27項の規定により当該土地が農地等に復したこと及び当該土地の所有者等が特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定をしていること又は遅滞なく設定をする見込みであると認められる場合とする。

- ③ 事業の実施者は②の書面を農地等の所有者等に送付する。
- ④ 農地等の所有者等は一時使用終了後二月以内に、②の書面及び次に掲げる書類を添えて令第40条の6 第38項、第40条の7 第43項、平成七年改正令附則第28条第12項又は平成十七年改正令附則第33条第24項に規定する届出書を所轄税務署長に提出する。
 - イ 農地等を借り受ける契約が終了した旨及び終了した日を証する事業の実施者の書類
 - ロ 地上権等が登記されていた場合には、当該農地等の登記事項証明書(当該地上権等の消滅後に取得したものに限る。)
 - ハ 一時使用されていた土地が特定処分対象農地等又は法人化特例農地等に該当していた場合にあっては、次に掲げる場合の区分に応じ次に掲げる書類
 - (a) 農地等の所有者等が、特定処分対象農地等の全部について地上権等の設定をしていた場合 規則第23条の7 第9項各号に掲げる書類
 - (b) 特定処分対象農地等の一部について地上権等の設定をしていた場合 規則第23条の7 第9項第2号に掲げる書類
 - (c) 法人化特例農地等の全部について地上権等の設定をしていた場合 平成七年改正規則附則第14条第4項第1号及び第2号又は平成十七年改正規則附則第14条第4項第1号から第3号までに掲げる書類
 - (d) 法人化特例農地等の一部について地上権等の設定をしていた場合 平成七年改正規則附則第14条第4項第2号又は平成十七年改正規則第14条第2号に掲げる書類

4 不動産取得税の徴収猶予の適用を受けている農地等について

地方税法附則第12条に基づき農地等の贈与に際しての不動産取得税の徴収猶予の適用を受けている農地等についても、都道府県が災害救助法に基づく応急仮設住宅のために一時使用する場合は、農地等に戻す見込みがある等所定の要件を満たすときは農地等に係る不動産取得税の徴収猶予が継続されることとなっている。

また、当該特例の適用に当たり、農地等の所有者等は、相続税等に係る納税地の所轄税務署長に提出する書類を、同様に都道府県知事にも提出しなければならないので、この点に留意すること。なお、当該特例の適用に当たっては3の手続を準用し、別紙様式1に代えて別紙様式2を、別紙様式3に代えて別紙様式4を、それ以外は別紙様式5～8によること。

(別紙様式 1)

(年号) 年 月 日
〇〇〇第

認定申請書

厚生労働大臣 殿

事業の実施者（都道府県知事）の氏名 印

標記について相続税又は贈与税の納税猶予を受けている農地（又は採草放牧地若しくは準農地）を下記の災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく応急仮設住宅を供与する事業のために一時使用することを予定しており、つきまして租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第70条の4第17項（又は第70条の6第21項（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第40条の7の2第12項において準用する場合を含む。）若しくは租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第6項若しくは所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第10項）の規定による厚生労働大臣の認定を受けたく下記のとおり申請いたします。

記

事業名			
納税猶予の適用を受けている者の氏名			
納税猶予の適用を受けている者の住所			
納税猶予農地等の所在地	地目	面積	
一時使用の目的			
使用予定期間 (年号) 年 月 日から (年号) 年 月 日まで			
添付書類：(3)(1)①口に掲げる理由書、事業計画書等の添付書類を記載)			

(別紙様式2)

(年号) 年 月 日
〇〇〇第

認定申請書

厚生労働大臣 殿

事業の実施者（都道府県知事）の氏名 印

標記について不動産取得税の徴収猶予を受けている農地（又は採草放牧地若しくは準農地）を下記の災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく応急仮設住宅を供与する事業のために一時使用することを予定しており、つきまして地方税法（昭和25年法律第226号）附則第12条第1項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第70条の4第17項の規定による厚生労働大臣の認定を受けたく下記のとおり申請します。

記

事業名			
徴収猶予の適用を受けている者の氏名			
徴収猶予の適用を受けている者の住所			
徴収猶予農地等の所在地	地目	面積	
一時使用の目的			
使用予定期間	(年号) 年 月 日から	(年号) 年 月 日まで	
添付書類：(3)(1)①口に掲げる理由書、事業計画書等の添付書類を記載)			

(別紙様式3)

(年号) 年 月 日
〇〇〇第

認定書

事業の実施者(都道府県知事) 殿

厚生労働大臣印

(年号) 年 月 日付 第 号で申請のあった下記の災害救助法(昭和22年法律第118号)に基づく応急仮設住宅を供与する事業につき、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第70条の4第17項(又は第70条の6第21項(租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第40条の7の2第12項において準用する場合を含む。)若しくは租税特別措置法の一部を改正する法律(平成7年法律第55号)附則第36条第6項若しくは所得税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第21号)附則第55条第10項)の規定に基づき、当該事業が災害救助法に基づく応急仮設住宅を供与する事業である旨及び当該事業の実施に当たり下記の納稅猶予農地等の一時使用が代替性のないものである旨認定する。

記

事業名		
納稅猶予の適用を受けている者の氏名		
納稅猶予の適用を受けている者の住所		
納稅猶予農地等の所在地	地目	面積
一時使用の目的		
使用予定期間 (年号) 年 月 日から (年号) 年 月 日まで		

(別紙様式4)

(年号) 年 月 日
〇〇〇第

認 定 書

事業の実施者（都道府県知事） 殿

厚 生 労 働 大 臣 印

(年号) 年 月 日付 第 号で申請のあった下記の災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく応急仮設住宅を供与する事業につき、地方税法附則第12条第1項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第70条の4第17項の規定に基づき、当該事業が災害救助法に基づく応急仮設住宅を供与する事業である旨及び当該事業の実施に当たり下記の納税猶予農地等の一時使用が代替性のないものである旨認定する。

記

事業名		
徴収猶予の適用を受けている者の氏名		
徴収猶予の適用を受けている者の住所		
徴収猶予農地等の所在地	地目	面積
一時使用の目的		
使用予定期間 (年号) 年 月 日から (年号) 年 月 日まで		

(別紙様式5)

(年号) 年 月 日
〇〇〇第

農業委員会長（農業委員会を置かない市町村にあっては市町村長）殿

事業の実施者（都道府県知事）印

納税猶予農地等の一時使用について（届出）

貴委員会所轄内の納税猶予農地等について下記の災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく応急仮設住宅を供与する事業のために一時使用することとなりましたので、別添の書類を添えて届出いたします。なお、当該一時使用については（年号）年月日 第 号において租税特別措置法第70条の4第17項（又は第70条の6第21項（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。）第40条の7の2第12項において準用する場合を含む。）若しくは租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第6項若しくは所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第10項若しくは地方税法附則第12条第1項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第70条の4第17項）に規定する厚生労働大臣の認定を受けていることを申し添えます。

記

事業名		
納税猶予の適用を受けている者の氏名		
納税猶予の適用を受けている者の住所		
推定相続人又は特定農業生産法人の氏名又は名称 (租税特別措置法第70条の4第6項、第70条の6第9項、租税特別措置法の一部を改正する法律(平成7年法律第55号)附則第36条第3項又は所得税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第21号)附則第55条第3項に係るものに限る。次欄において同じ。)		
推定相続人又は特定農業生産法人の住所		
納税猶予農地等の所在地	地目	面積
一時使用の目的		
使用予定期間 (年号) 年 月 日から (年号) 年 月 日まで (及び租税特別措置法第70条の4第6項、第70条の6第9項、租税特別措置法の一部を改正する法律(平成7年法律第55号)附則第36条第3項又は所得税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第21号)附則第55条第3項の適用を受けている納税猶予農地等にあっては、その旨、使用貸借による権利の消滅の日及び貸付期限の到来後の使用貸借による権利の設定日若しくは設定予定日)		
添付書類：(3(3)に掲げる申請書の写し、契約書の写し、認定書の写し等添付書類を記載)		

(年号) 年 月 日
〇〇〇第 号

証明書

納稅猶予の適用を受けている者 殿

事業の実施者（都道府県知事）

印

(年号) 年 月 日付けで契約した地上権等の設定に基づき、現在においても下記のとおり一時使用していることを証明いたします。

記

事業名		
納稅猶予の適用を受けている者の氏名		
納稅猶予の適用を受けている者の住所		
納稅猶予農地等の所在地	地目	面積
一時使用の目的		
使用期間 (年号) 年 月 日から (年号) 年 月 日まで		
特記事項		

注意事項

- この証明書は、租税特別措置法第70条の4第17項（又は第70条の6第21項）の規定により税務署長の承認を受けた日の翌日から起算して1年を経過する日の2ヶ月前において引き続き農地等を借り受けている旨及び事業を引き続き実行している旨を証明するものです。
- この証明書は一時使用期間中、毎年発行されます。
- この証明書を受け取ったときは遅滞なく租税特別措置法第70条の4第18項又は第70条の6第22項の規定により、継続貸付届出書に添付して、納稅地の所轄税務署長に提出してください。
- 厚生労働大臣の認定に係る一時使用期間と当該農地等の貸付けに係る契約期間が異なる場合等にはその旨を特記事項欄に記載してください。

(別紙様式7)

(年号) 年 月 日
〇〇〇第 号

一時使用期間を延長する旨の証明書

納稅猶予の適用を受けている者 殿

事業の実施者（都道府県知事）印

(年号) 年 月 日付け 第 号で届出いたしました「納稅猶予農地等の一時使用について（届出）」において、使用期限が（年号） 年 月 日までとなっておりましたが、下記の納稅猶予農地等については、一時使用期間が延長されることとなった旨を証明します。

記

事業名		
納稅猶予の適用を受けている者の氏名		
納稅猶予の適用を受けている者の住所		
納稅猶予農地等の所在地	地目	面積
一時使用の目的		
変更後使用期間	(年号) 年 月 日まで	

延長理由

注意事項

- ・この証明書は租税特別措置法施行令第40条の6第40項（又は第40条の7第45項）の規定により、貸付期限を延長する事情の詳細を記載した書類です。
- ・この書類を受け取ったときは、貸付期限の到来する日から一月以内に、同条に規定する届出書に添付して、納税地の所轄税務署長に提出してください。

(別紙様式8) 農地等が農業の用に供されている旨等を証する書面

証 明 願
(年号) 年 月 日

農業委員会長（農業委員会を置かない市町村にあっては市町村長） 殿

事業の実施者（都道府県知事）

印

(年号) 年 月 日に貴会に提出いたしました納税猶予等農地等の一時使用については、当該一時使用に係る地上権等が消滅しましたので、当該一時使用に係る土地が、

- ()① 農地等に復元され、かつ農地等の所有者等が当該農地等を耕作していること又は遅滞なく耕作する見込みであること（租税特別措置法施行令第40条の6第38項、第40条の7第43項）
- ()② 租税特別措置法第70条の4第1項又は第70条の6第1項の規定を受けていたものであること（当該土地が租税特別措置法施行令第40条の6第60項第2号若しくは第3号に規定する敷地若しくは用地又は租税特別措置法施行令第40条の7第65項第2号若しくは第3号に規定する敷地若しくは用地となる場合に限る。）
- ()③ 農地等に復元され、かつ租税特別措置法第70条の4第6項又は第70条の6第9項若しくは租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第3項若しくは所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第3項の規定の適用を受けている受贈者又は農業相続人が、特定推定相続人又は特定農業生産法人に対し使用貸借による権利を設定していること又は遅滞なく設定をする見込みであること（租税特別措置法施行令第40条の6第17項、第38項、第40条の7第18項第5号、第43項、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成7年政令第158号）第28条第12項、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第103号）第33条第24項）を証明願います。

記

事 業 名		
納税猶予の適用を受けている者の氏名		
納税猶予の適用を受けている者の住所		
特定推定相続人又は特定農業生産法人の氏名又は名称 (租税特別措置法第70条の4第6項、第70条の6第9項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第3項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第3項の適用を受けている納税猶予農地等に係るものに限る。次欄において同じ。)		
特定推定相続人又は特定農業生産法人の住所		
納税猶予農地等の所在地	地 目	面 積
一時使用の目的		

使用した期間 (年号) 年 月 日から (年号) 年 月 日まで（及び租税特別措置法第70条の4第6項、第70条の6第9項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第3項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第3項の適用を受けている納税猶予農地等にあっては、その旨、使用貸借による権利の消滅の日及び貸付期限の到来後の使用貸借による権利の設定日若しくは設定予定日）

上記 ___ に該当するものであることを証明する。

(年号) 年 月 日

農業委員会長（市町村長）

印